

生涯学習センター条例施行規則中改正について

1 改正理由

市民等（個人、事業者及び団体をいう。）が市に提出する申請書に求めている押印について、「押印廃止に向けた押印見直し方針」に基づいて廃止することに伴い、「3 改正する様式」に記載する様式の改正を行う必要があるため。

2 改正概要

令和2年12月18日の規制改革・行政改革担当大臣通知「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」に基づく令和3年2月12日付総務部通知「押印廃止に向けた押印見直し方針」により、市民等の負担軽減、利便性の向上及び行政手続きの簡素化・効率化のため、市に提出する申請書に求めている押印を廃止します。

3 改正する様式

- (1) 第1号様式
- (2) 第2号様式

4 施行期日

令和3年5月1日